

(提出年月日) 令和 7 年 5 月 2 9 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書
(案)

高額療養費制度の見直しとして、政府は 1 か月あたりの自己負担限度額を段階的に引き上げる方針であった。しかし、患者団体などからの要望を踏まえ、今年 8 月の引上げを一旦見送り、今後の制度のあり方について今秋までに再検討する方針となった。

高額療養費制度は、大きな手術などで医療費が高額となった場合に、所得に応じた一定の自己負担限度額を定める制度で、公的医療保険制度のセーフティーネットと言われる。

全国がん患者団体連合会が実施したアンケートでは、「自己負担限度額が引き上げられると治療が出来なくなる」、「20 代のがん患者で、これからまだまだ家族とともに生活していかなければならない。医療を必要としている人のために、どうかこれ以上負担を強いないで」など、多くのがん患者が切実な実情とともに引上げ反対を訴えている。

現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、切迫した状況で毎月の医療費を支払い続けている患者とその家族が存在している。特に、長期にわたって継続した治療を受けている患者とその家族にとって、自己負担限度額が引き上げられることで生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならなくなる可能性が危惧される。

よって、本市議会は国に対し、高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和 7 年 5 月 2 9 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

暮らしを守るために緊急に消費税を減税するよう求める意見書
(案)

帝国データバンクの調査によると、主要な食品メーカー 195 社における、家庭用を中心とした今年 4 月の飲食料品値上げは 4,225 品目で、ピークを迎えた 2023 年 10 月以来、1 年 6 か月ぶりに単月で 4 千品目を超えるなど、大規模な値上げラッシュが発生しており、急激な物価高騰により国民生活は困窮度を増している。

消費税は低所得者ほどその負担が大きくなり、また、事業者にとっては消費税分を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じ得る税制である。そのため、物価高騰に苦しむ国民の暮らしと中小企業の事業活動を守るための緊急対策として、消費税率を引き下げる減税の効果は大きいものがある。

現に、今年 4 月に実施された朝日新聞の世論調査では、消費税を「引き下げるほうがよい」が 59%で「維持するほうがよい」の 36%を大きく上回っており、消費税減税は国民の一大要求となっている。

なお、消費税減税の実施に当たっての財源については、財務省が「法人税率が引き下げられてきたにもかかわらず、設備投資や賃金は増えていない」との分析を示していることから、引下げの効果が薄い法人税率を、直近の段階的引下げ以前の水準である 28%に戻すなど、大企業や富裕層の優遇税制を正して応分の負担を求める税制改革を実施することで確保することは可能である。

よって、本市議会は国に対し、暮らしを守るために緊急に消費税を減税するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和7年5月29日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

物価上昇に見合う年金支給額の引上げを求める意見書(案)

総務省が今年4月に公表した消費者物価指数によると、2025年3月の総合指数(生鮮食品を除く)は前年同月比3.2%の上昇となり、国民生活への物価高騰の影響は深刻さを増している。とりわけ米価の上昇が続く中で、年金を頼りに生活をしている高齢者からは「暮らしていくことができない」との悲鳴が上がっている。

そもそも、年金額を物価上昇より下回らせるマクロ経済スライドによって、第2次安倍政権以後の13年間で、公的年金は実質8.6%も削減された。これがなければ、現在、月10万円の年金を受給している人は、月9,400円、年間で11万円も多く年金を受給できていたことになる。

年金制度改革においては、現在290兆円、給付の5年分もため込んでいる巨額の年金積立金を、年金の引上げに活用することや、高額所得者の保険料優遇を見直して応分の負担を求めるなどにより、マクロ経済スライドを見直すべきである。年金を物価の値上がりや賃金上昇に追いつかせて引き上げ、現役世代にも減らない年金を保障することが持続可能な年金制度にとって重要であり、今こそ物価上昇に見合う年金への改革を進めるべきである。

よって、本市議会は国に対し、物価上昇に見合う年金支給額の引上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和7年5月29日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

日本学術会議の改正法案の廃案を求める意見書(案)

現行の日本学術会議法を廃止し、別組織に作り変える日本学術会議改正法案が5月13日、衆議院で可決した。この法案は、日本学術会議の歴代会長6氏の声明をはじめ、日本弁護士連合会などの多くの団体から、「学術会議の独立性・自律性・自主性を奪い、政府の意向に従う組織へと変質させるもの」との抗議や廃案を求める声が相次いだものである。

戦後、1949年に発足した日本学術会議は、科学者らの戦争協力への反省と再び同様の事態が起きることへの懸念から、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を発表。また、1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発表している。こうした日本学術会議の平和を求める姿勢は、日本国憲法のもとでは当然のことであり、多くの国民の共感・支持を集めて来た。

ところが、2020年、日本学術会議の会員候補6名に対し、当時の菅義偉首相が任命を拒否するという人事介入を行い、その理由についての説明責任が問われているにもかかわらず、政府は日本学術会議を政府に従属する組織にするための法人化法案を提出したのである。

かつて、権力にとって都合の悪い学問・科学は許さないとして行われた学問・科学に対する政治支配が、戦争に直結した歴史を絶対に繰り返してはならない。

よって、本市議会は国に対し、日本学術会議の改正法案の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和 7 年 5 月 2 9 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

能動的サイバー防御法の廃止を求める意見書 (案)

サイバー攻撃による被害を防止するとして、国民がスマホやパソコンなどで送受信する通信情報を常時収集・監視するとともに、警察や自衛隊が疑わしい海外のコンピューターに侵入し、使用不能にすることを可能とする「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律 (能動的サイバー防御法)」が 5 月 1 6 日に成立した。

法の目的は、自治体を含む電気・水道・鉄道・航空・金融といった基幹インフラの事業者などへのサイバー攻撃による被害の防止とされているが、重大な問題点や危険性が指摘されている。

第一に、憲法が保障する通信の秘密を侵害することである。基幹インフラの事業者などは政府との協定に基づき、利用者との間で通信する情報を利用者の同意なく政府に提供することになる。政府が情報を恣意的に選別していないか、サイバー攻撃とは無関係の情報を消去したかを確かめる制度がないことは問題である。また、収集した情報は外国政府など第三者に提供可能であり、警察や自衛隊が自らの業務で使用することも可能である。これは、警察が風力発電事業に反対する市民の個人情報を収集し、民間企業に提供したことを違法と断じた、いわゆる「大垣事件判決」をないがしろにするものである。

第二に、自衛隊と警察が憲法と国際法に反した先制攻撃に踏み込む危険性である。自衛隊と警察は、収集した情報に基づき疑わしいと判断した海外のコンピューターに侵入し、使えなくする無害化措置が行える。相手国の同意もなく疑いだけで無害化措置を行えば、重大な主権侵害、先制攻撃とみなされる危険がある。警察は犯罪の処罰を超えた無害化措置を裁判所の令状なしに実施でき、警察のあり方も大きく変質することになり、監視・分析対象の拡大を懸念するものである。

よって、本市議会は国に対し、能動的サイバー防御法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和 7 年 5 月 2 9 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

刑事デジタル法の廃止を求める意見書 (案)

捜査機関が企業や個人に対し、スマートフォンやインターネット上の膨大な電子データの提供を罰則付きで命じることができる「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (刑事デジタル法)」が 5 月 1 6 日に成立した。

この法は、記録媒体への複写の手間なくオンライン上で直接、データそのものを取得できるようにするもので、事業者に対しては、捜査機関に提供したことを漏らさないよう義務付ける秘密保持命令が可能となり、違反した場合の罰則も創設される。

そのため、捜査機関は本人に知られず、現状よりも速く大量のデータを収集・蓄積・利用することができるため、事件と関連がない大量の情報捜査機関に収集される危険性が高まるとの指摘がされている。

この法は、オンライン証人尋問や盗聴の対象犯罪の拡大など、捜査機関の利便性や権限を拡大する一方、被疑者・被告人の立場に置かれた市民がオンラインで弁護人と接見し、電子化された書類を授受する権利を認めていないなど、国民の権利保障や弁護活動に資する制度は盛り込んでいない。国民の権利・自由を守るため、捜査機関による情報の収集・保有・利用の乱用防止・消去などのルール作成と、独立した第三者機関を設置する立法措置こそ必要である。

よって、本市議会は国に対し、刑事デジタル法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

千 葉 市 議 会